

平成 17 年 9 月 5 日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市事業評価検討委員会  
会長 原田 博夫

### 平成 17 年度再評価実施事業の審議結果について

川崎市事業評価検討委員会設置要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき、国庫補助事業に係る公共事業の再評価の実施に対する対応方針（案）について、審議の結果次のとおり意見具申いたします。

また、事業の実施に関して各委員出された意見を、別紙のとおり付記します。

#### 1 平成 17 年度再評価実施事業

- (1) 小田 2・3 丁目地区住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- (2) 都市基盤河川改修事業（ニヶ領ふるさと整備）

#### 2 審議結果

評価結果及び事業をめぐる状況等を総合的に勘案し、2 事業について「継続」が妥当と判断した。

## 事業の継続実施に係る意見

### (1) 小田2・3丁目地区住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

- ・ 住民の高齢化、敷地の狭小や無接道などの建築条件、また、住宅建替えに要する資金面などの理由により、現状では建物の建替えが進みにくい状況になっている。このため、「連担建築物設計制度」など建替えに係る新たな許認可制度や市が実施する資金融資制度及びまちづくりコンサルタント派遣制度等の諸制度についての紹介、また、事業の必要性などを改めて理解していただくための地元説明など、住民をはじめ関係者に対する行政からの積極的かつ継続的な働きかけを今後一層行なっていくこと。
- ・ 事業に関する情報提供に際しては、市内金融機関あて市が実施する資金融資制度に関する情報を提供するなど、本事業に係る関係する団体・個人を幅広く抽出して情報提供に努めること。
- ・ 事業計画期間が平成19年度末をもって終了となることから、計画期間内における進捗状況や事業効果を見極めたうえで、事業期間の延伸に際しては、事業計画及び事業実施区域の見直し、新たな施策の検討・導入など、改めて具体的に成果が上がる仕組みづくりを行なう必要がある。
- ・ 事業区域内に計画されている都市計画道路富士見鶴見駅線整備事業の実施に際しては、密集住宅事業との二重投資になる可能性があることから、都市計画道路事業の実施状況を見ながら、二重投資とならないよう密集住宅事業の進め方に留意すること。

### (2) 都市基盤河川改修事業（ニヶ領ふるさと整備）

- ・ 当該事業は、事業区間の96%が整備完了し、残区間26メートルの整備を残すのみとなっているが、進捗状況としては前回の事業再評価時(平成12年度)と何ら変わっていない状況である。これは、隣接する都市計画道路中野島生田線の橋梁(橋本橋)架け替えと同時期に事業を実施することにより、両事業を効率的に実施するため、河川工事の時期を遅らせてきたためであり、このため河川工事が完成できなかった理由は認められるが、貴重な市民の憩いの場となっている整備済み施設の効用を早期かつ十分に発揮させるためには、残事業の早期完成が望まれることから、関連する橋梁架け替え事業の推進に努めながら当該事業の早期完成を図ること。
- ・ 当該事業区間は、市民が水と緑に親しむことのできる貴重な空間であることから、その効用を十分に発揮させ、より多くの市民が安全かつ快適に利用できるようにするため、緑や施設の維持管理や親水化に伴う水の事故防止に向けた対応が必要となるが、従来の行政のみによる対応では十分な対応は難しく、またコスト面でも非効率的であると思われることから、周辺自治会や市民団体の協力を求めるなど新たな維持管理手法の導入を

図ること。